

川俣町地域防災計画修正の概要

1. 計画の目的

川俣町地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、町長を会長とし、防災関係機関の代表者等により構成される「川俣町防災会議」が作成する計画で、町の防災行政の基本となる計画である。

2. 修正の背景

町地域防災計画については、これまで災害対策基本法等関係法令の改正や、国の防災基本計画、県の地域防災計画との整合を図りながら修正を行ってきた。直近の修正は令和2年3月に行ったところである。

今回は、令和3年5月の災害対策基本法の改正および令和2年3月以降の国・県の計画との整合性を踏まえ、実態に即した防災計画とし、今後一層の防災対策の推進を図るものである。

3. 主な修正内容

- ・ 防災行政無線のデジタル化について
- ・ 男女共同参画の視点に基づく項目の追加
- ・ 「マイ避難」の取組の推進
- ・ 土砂災害警戒区域等の変更・追加
- ・ 避難情報の見直し（避難勧告・避難指示の一本化等）
- ・ 感染症対策（新型コロナウイルス等）
- ・ 住宅の応急修理についての要件の変更
- ・ 災害救助法の適用基準等の変更
- ・ 福島県地域防災計画との整合を図る